

米国「外国口座コンプライアンス法」の わが国金融機関への影響 〜新たに課される報告義務〜

米国の税制改正に伴い、米国外の金融資産に関して包括的な源泉徴収や報告義務を課す、外国口座コンプライアンス法（FATCA）の規定が盛り込まれた。これは、米国人が資産を海外に移転することによる租税回避を防止するための規定だが、その適用は、海外金融機関を含めて幅広いとされる。日本の金融機関にとっても、対象口座の把握など対応が必要となってくる可能性が高い。この「FATCA」の概要とともに、想定される日本の金融機関への影響を考察する。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
古川 武宏

1 「外国口座コンプライアンス法」の成立

米国の税制改正に伴い、米国外の金融資産に関して包括的な源泉徴収や報告義務を課す、外国口座コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act, FATCA）の規定が追加雇用対策法（Hiring Incentives to Restore

Employment Act, HIRE Act）

の一部として2010年3月18日に成立した。これは、米国人が資産を米国外に移転することによる租税回避を防止するための規定であり、我が国の金融機関を含む米国国外の金融機関に幅広く適用されることとなっている。今後は米国人に保有される口座について、口座保有者の情報を米

国政府に対して報告する義務が課されることになるが、日本の金融機関にとっても対象口座の把握や新たな源泉徴収義務が課されるなど、その影響は税務にとどまらずビジネス全体に影響を及ぼすものと考えられる。

本稿では、本制度の成立背景ならびに現在明らかになっている制度の概要を解説する

とともに、想定される日本の金融機関への影響について触れていきたい。

2 税務コンプライアンスを取り巻く環境とFATCA

(1) 透明性と説明責任を求め
る税務執行の世界的な潮流

近年、OECDの税務長官

は各国の税務当局の代表者により、税務コンプライアンスの向上に向け、税務当局と納税者の協力関係に着目して両者の相互信頼関係の向上を図る施策が議論されている。金融機関や個人富裕層に対しても、透明性を確保した形での税務コンプライアンスの遵守を求める取組みが行われており、国際間の税務当局同士の情報交換も税務執行の国際スタンダードとなりつつある。米国をはじめとする一部の税務執行における先進的な国々では既にこれらの取組みが実施されている。例えば、IRSは税務申告書上で将来否認される可能性のある税務上の取扱いについての開示を求める提案を現在行っており、2010年度分の税務申告書から当該情報の開示が行われる見込みである。さらに、IR

Sは開示を受けた情報は要請があれば情報交換規定を締結している州政府や他の国へも情報提供を行うとしている。

また、オランダでは05年より水平的モニタリング制度(Horizontal Monitoring)が導

入され、納税者が有するリスク管理のための内部統制の枠組みを税務コンプライアンスの向上に活用している。本制度では納税者はオランダ税務

当局とコンプライアンス契約を締結し、自らの有する税務上の取扱いに関係する内部統

制が有効であることを税務当局に示すことに加え、相互の情報交換を行うことが求められて

いる。いずれの制度も納税者は潜在的に重要な税務リスクとなり得る事実関係や背景等について税務当局に開示しなければならず、透明性と説明責任が求められている。

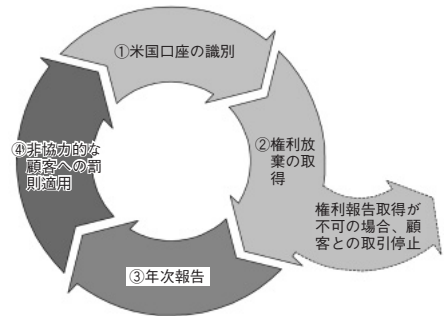
今回紹介するFATCAは金融機関の米国人顧客情報を

IRSに開示することを求めており、米国外に資産を移転している米国人の適正な申告を促し、税務コンプライアンスの向上を図ることを主たる目的としていることから、世界的な税務コンプライアンスの向上を図るための取り組みと整合したものと見える。

(2) FATCA成立の背景

米国の居住者は米国内で得た所得のみならず米国外の所得も合算し、IRSに対して確定申告書を提出することが原則として義務付けられている。税法上の米国の居住者とは、米国民、グリーンカード保持者、実質的滞在条件と呼ばれる183日基準を満たす者等であり、実際に居住している場所に関係なく、米国居住者として取り扱われる。米国で申告および納税を行う際にはソーシヤルセキュリティ番号または納税者番号(以下、TIN)が使用されている。また、米国源泉所得を支払う者には通常、支払調書の発行が求められており、その調書にもTINの記載が行われる。IRSは自己申告された所得と所得の支払者から提出された支払調書に記載されている所得金額とをTINで情報管理を行うことで、課税漏れを捕捉する仕組みとなっている。しかし、米国外源泉所得についてはIRSによる課税漏れの捕捉が十分ではないと考えられている。加えて、一部の国の金融機関では強力な秘密保持が課せられており、個人がそのような金融機関を経由して得た所得を適正に申告せず、さらに金融機関が顧客の秘密保持を利用しその不正行為を手助けしている疑いがあることが近年問題視されている。これまでの仕組みでは不当な課税逃れを防止することができず、税制改正が必

図 IRC1471条の適用プロセス



要とされていた中で、FATCAは成立した。

3 FATCAの概要

国外の投資手段を利用する米国人の税務コンプライアンスの向上を図るために、本制度では、すべてのForeign Financial Institution(以下、FFI)と呼ばれる外国金融機関に対してIRSと契約を締結(以下、FFI契約)し、米国人顧客の特定と関連する口座情報を開示することを求めている。尚、FFI契約の

対象は50%超の資本関係のある関連者グループも含むとされていることに留意しなければならない。

また、契約を締結しないFFIに対しては、そのFFIが稼得するWithholdable Payment(以下、源泉徴収可能な支払い)と呼ばれる一定の米国源泉所得に対して一律30%の源泉税を課すことを規定している。FFIには一般的に金融機関と考えられる銀行や証券会社の他に、10年8月27日にIRSが公表した公告(以下、Notice 2010-60)では投資信託、ヘッジファンド、プライベートイクイティファンド、ベンチャーキャピタルファンド等も含まれるとしている。

FATCAは米国内国歳入法(以下、IRC)の1471条から1474条に規定されている。本稿ではFFIにとって最も重要となる147

1条を中心に解説する。本条ではFFI契約を締結した場合、FFIは米国人によって保有される口座を特定し、特定した各口座について口座保有者の氏名、TIN等の情報を年次報告の形でIRSへ報告することになる。また、IRSから米国人に保有されている口座にかかわる追加情報の提供を求められた際には、それに応じることが求められる。

FFIは口座保有者から必要な情報提供を受けた個人情報をIRSへ開示することになるが、各口座保有者から個人情報保護についての権利を放棄してもらえないよう同意を得ることになる。権利放棄を得られない場合には、FFIは当該口座を閉鎖しなければならない。さらに「源泉徴収可能な支払い」を情報提供に応じない非協力的な顧客に行う場合には30%の源泉徴収を行わなければならない。

ない。FFI契約で求められる以上のプロセスを図で示したものが図表1である。次項において各プロセスの内容を解説する。

(1) IRC1471条の適用プロセス

① 米国口座の識別

まずFFIは全ての米国口座(特定米国人が直接・間接的に所有する口座をいう)を特定することになる。現在の適格仲介制度(Qualified Intermediary、以下、QI制度)は、米国証券に投資する個人あるいは法人である直接的な口座名義人に限定的に適用されている。一方、FATCAの対象口座はQI制度で求められているものより広く、特定米国人による直接的な口座名義人に加え、米国保有外国事業体と呼ばれる特定米国人に保有される一定の事業体が保有する口座も含まれる。

特定米国人とは、米国市民・米国居住者・永住権保持者の個人ならびに米国の法令に従って設立された法人・パートナーシップ・信託をいう。尚、米国政府・年金基金・米國金融機関・上場企業・非課税団体・個人年金プランなどは特定米国人から除外されている。また、米国保有外国事業体には、直接および間接的に10%超の持分を有する特定米国人が存在する外国法人・パートナーシップ、さらに信託の所有権を有する特定米国人が存在する信託や特定米国人が10%超の受益権を直接および間接的に有する信託をいう。例示として、日本法人が日本の金融機関に口座を開設している場合であっても、その日本法人の株式の10%超を保有する特定米国人が存在する場合、その口座は米國口座とみなされる。

米国人であるか否かについての立証責任がQI制度とは異なり従来とは反対の側、つまりFFIに課されるため、顧客の特定において事務負担が大幅に増えることが予測される。また、FATCAによる30%の源泉税が課されないようにするためには、FFI自らが米国人顧客と取引を行っていないことを立証する必要がある。尚、FFIとその関連者グループにおける預入額が合計50000米ドルに満たない口座は個人に限り米國口座とはみなされない。米國口座の把握方法については、Notice 2010-60により、個人、法人別にそれぞれ既存の口座と新規口座に区分してガイダンスが提供されている。

② 権利放棄の取得
FFIは、必要な顧客データをIRSに報告できるように各口座名義人から個人情報保護に係わる権利を放棄するよう求めることになる。これにより銀行の守秘義務がIRSに対して解除され、情報を交換することが認められることになる。顧客が権利放棄の要請を拒否する場合、本制度ではFFIに対し、当該口座を閉鎖することを求めている。しかし現地の法律が銀行側からの一時的な取引関係終了を認めていない場合、その対応については明らかにされていない。

③ 年次報告
FFIは特定した米國口座について、毎年下記の情報をIRSに提供することが求められる。
イ、口座名義人、米國保有外国事業体が口座を有する場合にはその持分を有する特定米国人の名前
ロ、住所、TIN（納税者番号）、米國保有外国事業体が口座を有する場合にはその持分を有する特定米国人の住所及びTIN
ハ、口座およびカस्टディ番号
ニ、口座残高及びカस्टディ持分
ホ、総受領額および総引出額
ヘ、IRSが求めるより詳細な情報（追跡調査の要請に対応しなければならない）
年次報告は通常電子的形式でなされることから、銀行や金融サービス提供者の社内システムを大きく変える必要が生じる。

④ 非協力的口座保有者への罰則の適用
FFIは、非協力的な口座名義人（FFI契約を締結しないFFIおよび権利放棄に署名しない口座名義人）に対する源泉徴収可能な支払いから30%の源泉税を徴収しなければならない。この源泉税は、最終的には租税条約の限度税率を適用、または、米國へ確定申告を行うことによつて通常は還付されることにな

る。さらに、顧客が本制度において要求されている情報提供に応じない場合には、その顧客との新規取引は自粛することが要求されている。また、本制度では、F F I が非協力的な顧客への支払いから直接的な源泉徴収することに代えて、その上流のカストディアンが源泉徴収を実施できるよう選択肢を与えている。この場合には、当該カストディアンに口座名義人および当該源泉徴収可能な支払いに関する全情報を提供する必要がある。

4 今後の動向について

(1) 本制度の実施までのタイムライン

これまで対象となる金融機関の範囲やF F I が顧客特定のため実施すべき手続きなどが不明確であるとして実務対応に支障があるとされてきた。

そこでIRSはNotice 2010-60により事前ガイダンスを公表し、F A T C A 導入に際して優先度の高い項目について初期的な実務ガイダンスを提供している。本Noticeに対するコメント募集期間は10年11月1日と設定されており、今後、業界関係者から寄せられる意見を基に、本Noticeで提供されたガイダンスならびにその他実施に必要な項目に係わる細則が公表される予定である。F A T C A に係わる主なスケジュール▽

10年3月18日： オバマ大統領の署名によりF A T C A はH I R E A c t の一部として法制化された。	10年8月27日： Notice 2010-60により初期的な実務ガイダンスが公表された。
---	--

10年9月14日：
これまで米国源泉徴収の対象外であったトータルリターンズワップなどの一定のイクイティスワップやセキユリティレンディング、レポ取引による米国証券に係わる取引から生じる配当見合いの支払いに対して30%の源泉徴収が行われる（但し、租税条約による軽減税率が適用）。

11年3月15日：
非居住者に対する支払調書(フォーム1042-S)をIRSへ提出するすべての金融機関に電子納税が義務付けられる。

12年3月18日：
これまで非課税となっていたポートフォリオ利子のうち外国向け無記名債券に係る利子については課税対象となる。

13年1月1日：
F F I 契約を締結している場合、非協力的顧客に対する

して支払われる源泉徴収対象支払いに対してF A T C A に基づく30%の源泉徴収が行われる。F F I 契約を締結しないF F I の場合、受領するすべての源泉徴収可能な支払いに対して30%の源泉徴収が行われる。ただし、12年3月18日までに発行された米国債券については対象外となる。

(2) 金融機関の対応について

F A T C A は税務のみならず、コンプライアンス、決済システム、顧客対応など様々な業務に影響を与えることになり、その適用に際して検討すべき項目は多岐にわたるものと考えられる。

△ F A T C A 適用に際しての検討項目の例示▽

▽ F F I 契約を締結するか否か

▽ F F I 契約を締結する場合の負担、あるいは締結しな

い場合の影響

▼自己勘定で行う米国投資を継続するか否か、米国人顧客との取引を継続するか否か、米国関連商品の提供を継続するか否か

▼顧客および自己勘定による米国証券等への投資の現状把握

▼取り扱う米国証券に係わるデリバティブ商品の把握と源泉徴収の対象となるか否か

▼新たに求められる本人確認およびデューデリジェンスのプロセスと現状との差異

▼特定米国人による事業体への間接的保有の識別方法

▼対象となる関連者グループの範囲の把握

▼F F I 契約や年次報告の関連者グループ内での主たる実施者の決定

T C A への活用の可能性

▼F A T C A で求められる本人確認や年次報告に要する情報について I T システムの利用または構築の必要性の有無、利用可能な情報の有無、情報の質や精度、など

また、F F I 契約はグルー

プ単位で拘束されるため、個別金融機関における組織横断的な対応に加えてグループ企業全体で取り組む必要があると考えられる。本制度に対する対応に際しては前述のとおり様々な検討課題が生じると思われるが、各 F F I は問題点の洗い出しとビジネスに与える影響を測定し、その優先度合に応じて対応策を検討していくことになると思われる。また、同時に冒頭で紹介した世界的な税務執行の潮流と本制度に対する理解をした上で、各 F F I ならびに業界

団体から当局に負担軽減を求めたい。F A T C A の施行まで2年

強残されているが、早いタイミングで本制度の理解とプロジェクトチームの立ち上げを行うなど対応のための体制を整えておかれることをお勧めしたい。

(注1) F T A は、税務行政の

幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有やベストプラクティスの比較・検討を行う目的で、02年にOECD租税委員会の下に設置されたフォーラムであり、OECD加盟国及び主要な非加盟国・地域の長官クラス等が参加している。

(参考文献)

新日本アイエヌ・アンド・ヤング税理士法人「税務リスクの管理と会計実務」(中央経済社)

IRS Circular 230) 基づく免責事項・本文中の情報は、その利用者が、いかなる税務当局により賦課される可能性がある罰則の回避ならびに関連する取引についてマーケティングや推奨等を目的として使用することを意図したものではありません。また、かかる目的に使用することはできません。

【執筆者紹介】

古川武宏(ふるかわたけひろ)
米国公認会計士(カリフォルニア州登録)・米国公認会計士協会会員

日米において日本企業ならびに外資系企業に対する国際税務をはじめ、税金勘定に係わる監査、税務プロセスに係わる J-SOX および US-SOX コンプライアンス業務、F I N 48 (不確実な税務上のポジション) に係わる会計処理) 文書化サポート等に関与。